

清瀬市日常生活用具給付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第3号の規定に基づき、日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は在宅の心身障害者（児）に、日常生活用具（以下「用具」という。）の費用の支給（以下「支給」という。）に関して必要な事項を定めることにより、在宅の心身障害者（児）の日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第3条 支給対象者（以下「対象者」という。）は、別表1の対象者の欄に掲げる市内に住所を有する心身障害者（児）及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度について厚生労働大臣が定める程度である者とする。ただし、在宅以外の障害者等への給付について市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(用具の種類及び支給基準額)

第4条 用具の種類は、別表1の用具の種目の欄に掲げる用具とし、その基準額は同表の支給基準額の欄の額とする。

2 既に支給を受けている用具と同一の用具の再支給に係る申請については、前回の支給日より別表1の耐用年数の欄に規定する期間を経過する前は、原則として支給対象外とする。ただし、修理不能により用具の使用が困難となった場合又は障害の程度が著しく変化し若しくは新たな障害が加わり、すでに給付した日常生活用具費による日常生活用具では日常生活に支障が生じている場合は、この限りでない。

3 耐用年数が経過した後の同一用具の2回目以降の支給については、修理不能の場合若しくは再支給の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的と認められる場合、又は操作機能の改善などを伴う新たな機器の方が心身障害者（児）の用具の使用効果が向上する場合に限り、再支給をすることができるものとする。

(併給の調整)

第5条 第3条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、用具に係る日常生活用具費は給付しない。

(1) 介護保険法（平成9年法律123号）第8条第12項に規定する福祉用具又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具の貸与を受けられることができる場合、当該貸与を受けられる福祉用具に相当する用具

(2) 介護保険法（平成9年法律123号）第8条第13項に規定する特定福祉用具又は同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具に係る費用の給付を受けられることができる場合、当該給付を受けられる福祉用具に相当する用具

(申請)

第6条 支給を受けようとする対象者は、日常生活用具給付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 商品名及び金額、仕様等がわかる見積書

(2) 別表1の定めにより、当該品目の支給にあたって必要とされる障害状況及び使用頻度等が記載された診断書等

(3) その他、市長が特に必要と認めたもの

(決定)

第7条 市長は前条の規定により申請を受けたときは、給付の可否を速やかに決定し、日常生活用具費支給決定通知書及び日常生活用具費支給券により当該申請者に通知するものとする。また、日常生活用具給付申請書に記載された委託事業者に対し、日常生活用具費支給委託通知書により通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 市長は、給付の決定を受けた者又はその属する他の世帯員（障害者については、その配偶者に限る）のいずれかの者（以下この節において「受給者等」という。）に、当該用具の給付に要する費用のうち別表3に定める額を委託事業者に直接支払わせるものとする。世帯の範囲は別表2に定める。

2 別表3中一般に該当する所得区分において市町村民税所得割額が課税に該当する受給者等には、別表1に定める額の100分の10に相当する額の支払いを求めるものとし、ストーマ装具及び紙おむつの受給者は100分の5に相当する額の支払いを求めるものとする。ただし受給者等の市町村民税所得割額が46万円以上の場合には、公費負担をしないものとする。

3 用具の金額が別表1で規定する支給基準額を超える場合は、受給者等は超えた部分について、超過負担として差額を負担しなければならない。

4 受給者が負担する額の上限月額、別表3の所得区分に応じて定める利用者上限月額（ただし、第3項で規定する超過負担の差額は利用者上限月額からは除く。）とする。

5 受給者の所得区分は4月から6月に給付決定したものについては前年度の課税状況から決定し、7月から3月に給付決定したものについては当該年度の課税状況から決定するものとする。ただし、ストーマ装具及び紙おむつは4月から7月に給付決定したものについて前年度の課税状況から決定し、8月から3月に給付決定したものについては当該年度の課税状況から決定するものとする。

(却下)

第9条 市長は第3条に規定する申請を行ったものが次の各号のいずれかに該当した時には、申請を却下することができる。

(1) 市町村民税所得割額が46万円以上のもの

(2) 支給決定前に別表1の対象者の要件に該当しないことが判明したとき

(3) その他、市長が支給を不相当と認めたもの

(取消)

第10条 市長は支給決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条に規定する決定を取り消すことができる。また、既に支給した用具の費用があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 受給者等が偽りその他不正の手段により支給を受けたとき

(2) その他、市長が支給を不相当と認めたもの

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 2 (第 8 条第 1 項)

所得区分	世帯の範囲
18歳以上の障害者	受給者とその配偶者
18歳未満の障害者	保護者の属する住民基本台帳での世帯

別表 3 (第 8 条第 2 項)

区分	世帯の収入状況	利用者上限月額	負担割額
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
低所得	※市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般	※市町村民税課税世帯	37,200円	100分の10 ストーマ装具・紙おむつ 100分の5
対象外	※市町村民税課税世帯で受給者又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合	支給対象外	支給対象外

※地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による市町村民税（4 月から 6 月までの間に申請する場合にあっては、前年度当初分とし、7 月から 3 月に申請したものについては当該年度当初の課税状況から決定する）が課税世帯・非課税世帯の者